

事務連絡
令和2年7月15日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

令和2年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における
受給権者等が届書等を提出すべき日の延長について

標記について別添のとおり厚生労働省年金局事業管理課長より日本年金機構
年金給付事業部門担当理事宛て連絡されたところであることから、貴管下の基
金に対しご指導願いたい。



事務連絡
令和2年7月14日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

令和2年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における受給権者等が届書等を提出すべき日の延長について

配偶者又は子が加給年金額又は子の加算額の対象者等となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに、生計維持確認届、現況届等を日本年金機構に提出しなければならないが、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金及び年金生活者支援給付金（以下「年金等」という。）の支払が一時差止めとなる。また、国民健康保険中央会及び情報提供ネットワークシステムで所得情報を取得できない20歳前障害基礎年金受給権者及び年金生活者支援給付金受給者は、毎年7月31日までに、所得状況届を日本年金機構に提出しなければならないが、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金等の支払が一時差止めとなる。

令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく生計維持確認届、現況届、所得状況届等（以下「届書等」という。）の提出期限が到来する者については、提出期限までに届書等を提出することが困難であることから、後日、厚生労働大臣告示により、届書等の提出期限を延長する予定であるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、生計維持確認届、現況届等の提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までの間にある受給権者等については、提出期限までに未提出であっても同年7月末日までに提出すれば年金等の支払いの一時差止めを行わない取扱いを行っている。当該受給権者等のうち災害救助法適用区域に住所を有する者が同年7月末日までに未提出である場合については、当該告示で指定する延長後の届書等の提出期限までに提出があれば、年金等の支払の一時差止めを行わないこととする予定である。また、特別障害給付金の受給資格者が毎年7月31日までに提出することとされている現況届についても、これと同様の取扱いとす

る予定である。これらの取扱いについては、上記の厚生労働大臣告示とあわせて、別途通知する予定としている。

なお、障害状態確認届については、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件」（令和2年厚生労働省告示第197号）に基づき、災害救助法適用区域を含めた全国を対象地域として、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、障害状態確認届の提出期限をそれぞれ1年間延長しているところである。

なお、市町村に対しては、地方厚生（支）局を通じて連絡することとしていることを申し添える。